

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
焼津市	東益津地区	令和4年3月16日	—

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	315.5 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	187.7 ha
③地区内における71才以上の農業者の耕作面積の合計	83.0 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	7.9 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	65.8 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	3.0 ha
(備考)	

- 注1: ③の「71才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2: ④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4: プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

- ・営農者が高齢化してきており、後継者が未定の農地の活用が問題となる。
- ・高草山では農地の維持管理が難しく原野化している農地が見られる。
- ・当地区は平坦地に位置する農地と山間地(高草山)に位置する農地を範囲とした地区で、平坦地においては基盤整備によって、農地の区画整理や、用排水路、農道の整備が行なわれている。また、高草山については県営畑地帯総合整備事業により、農道等の整備が行なわれている。
- ・当地区では農家の高齢化とともに、農業関連施設(水路、農道、水門など)の維持管理や高草山における耕作放棄地の増加により、イノシシ等による農産物の被害が拡大するなど、今後どのような仕組みの下で、当地区の農業振興を図ることが望ましいのか、行政を含めた課題となっている。
- ・こうした中、平坦地に位置する水田は耕土が深いことから、水稻以外の作物の栽培は難しく、今後は、地域の中心となる経営体で、土地利用型で規模拡大を目指すとする農業者に対して、農地の貸し出しをさらに進め、これらの経営体によって効率的な営農を図っていく方向が望ましい地区と考えられる。
- ・また、高草山については、農家の高齢化が進む中で、急傾斜地での規模拡大や機械化、近代的な栽培技術の導入は困難であるが、高草山が持つ魅力ある商品づくり(高草紅茶など)を行うことで、新規就農者等の参入が期待できる。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・後継者未定または不明の耕作地が70haとなっている中で中心経営体が引き受け意向のある農地が3haのみにとどまっている。
- ・基本構想に定める所得水準の見直しにより中心経営体の拡充を図る。
- ・そのうえでやいづ農業支援センターを活用し、中心経営体に集約していく。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体 (個人情報保護の観点から氏名等は非公開としています)

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
		稲作	18.3 ha	稲作	18.3 ha	全域
		稲作	7.6 ha	稲作	7.6 ha	中里
		複合経営	6.8 ha	複合経営	8.8 ha	方ノ上
		複合経営	1.4 ha	複合経営	1.4 ha	野秋
		複合経営	7.5 ha	複合経営	7.5 ha	坂本
		複合経営	2.3 ha	複合経営	2.3 ha	石脇
		施設野菜	0.2 ha	施設野菜	0.2 ha	方ノ上
		露地野菜	0 ha	露地野菜	0.5 ha	全域
		露地野菜	0.2 ha	露地野菜	0.7 ha	花沢
計	9人		44.3 ha		47.3 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

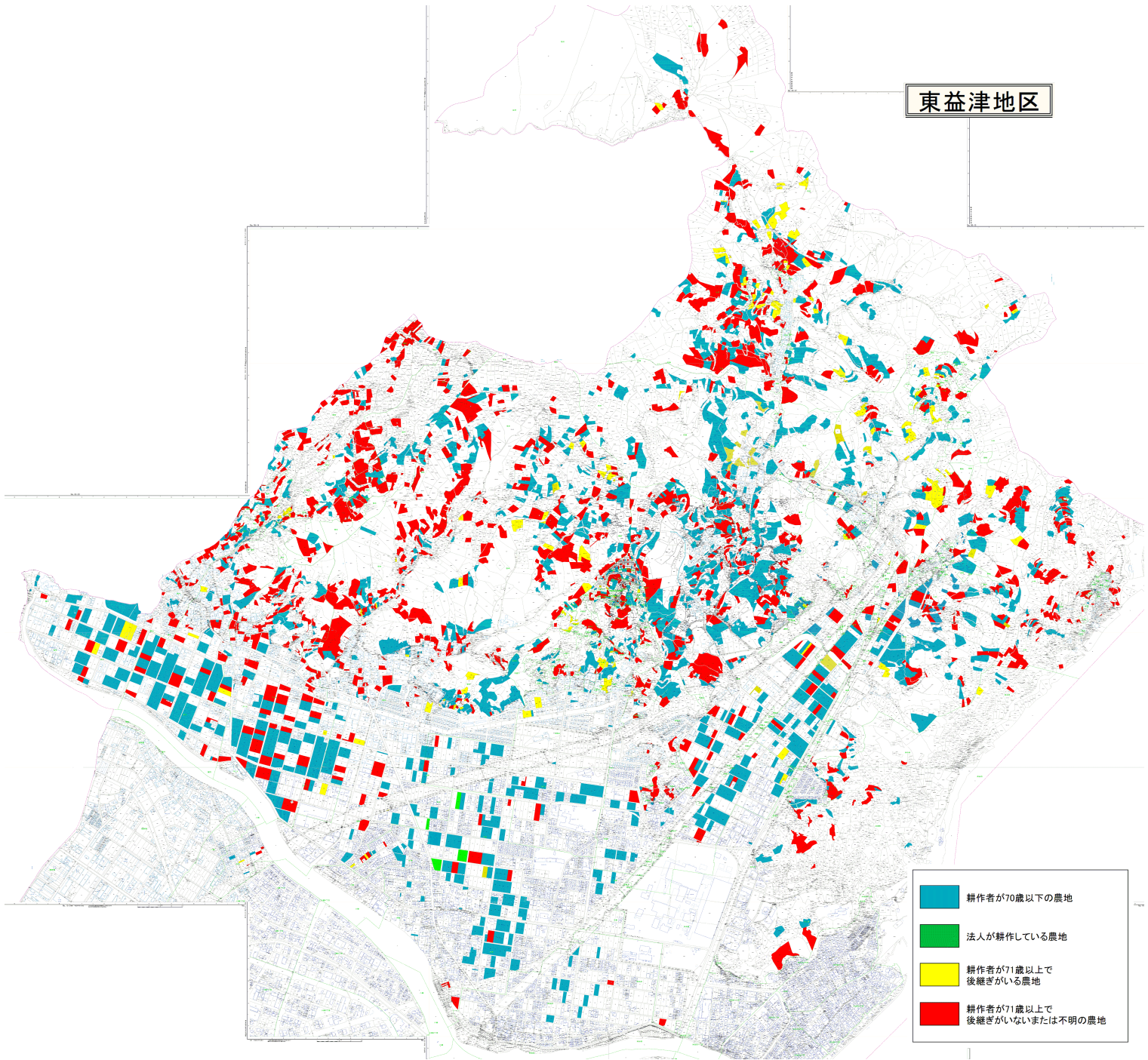
注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構を利用し効率的な農業経営が可能となるよう集積を進めていく。

東益津地区



- 耕作者が70歳以下の農地
- 法人が耕作している農地
- 耕作者が71歳以上で後継ぎがいる農地
- 耕作者が71歳以上で後継ぎがないまたは不明の農地